

令和6年度 第2回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月24日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員（8人）

会長	1番	田尻博樹
農業委員	2番	永吉雄子
農業委員	5番	辻雄一郎
農業委員	6番	榮米子
農業委員	7番	先間秀明
農業委員	8番	幸山利忠
農業委員	9番	沖道人
農業委員	10番	前田博徳

4. 欠席委員（1人）

農業委員	3番	榮照和
------	----	-----

5. 農地利用最適化委員

推進委員	1番	栄功助
推進委員	2番	川畑伸之
推進委員	3番	西和秋
推進委員	5番	池沢清良
推進委員	6番	森由美子
推進委員	7番	久本和秀
推進委員	9番	芦村利広
推進委員	10番	田畠則仁

欠席委員（1人）

推進委員	8番	元榮将博
------	----	------

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第8号 農業振興地域内農用地利用計画の変更について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局係長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	<p>ただ今から、令和6年度第2回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、榮委員が欠席ですが、総会は成立します。</p> <p>それでは、会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせて頂きます。</p> <p>4/25 知名町コミュニティ協議会 総会 5/9 奄美群島農政推進協議会 監査 5/10 国営沖永良部土地改良事業促進協議会 総会 5/21 市町村農業委員会会長・事務局長等会議 5/23 沖永良部島畠地かんがい営農推進協議会 監査</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、5番辻委員、6番榮委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記に、事務局職員の神川氏と南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号について、説明します。</p> <p>1番 正名字剥辻〇〇 707m²を含む計9筆 18,953m²、〇〇さんから相続により田皆〇〇さん、令和6年2月7日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>2番 黒貫字長蘇〇〇 1,149m²を含む計5筆 3,683m²、〇〇さんから相続により東京都目黒区〇〇さん、令和5年5月5日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告第3号について、何かご意見、ご質問ありますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第3号は終わります。</p> <p>それでは、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させて頂きます。</p> <p>【議案第5号について朗読】</p> <p>議案第5号は、売買9件、贈与2件です。</p> <p>1番 屋子母字妻々〇〇 1,915m²を含む計5筆 2,889m²、贈与。 譲渡人 東京都三鷹市〇〇さん、譲受人 屋子母〇〇さんです。</p> <p>2番 正名字城籠堂〇〇 4,273m²を含む計6筆 8,087m²、贈与。 譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 知名〇〇さんです。</p> <p>3番 正名字マシキヤ〇〇 1,789m²、売買。 あっせん申し出があった畠で、譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価〇〇円/10aです。</p> <p>4番 正名字マシキヤ〇〇 2,167m²を含む計2筆 5,257m²、売買。 あっせん申し出があった畠で、譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価全筆〇〇円です。</p> <p>5番 正名字小田畠〇〇 580m²、売買。 あっせん申し出があった畠で、譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>6番 正名字黒平〇〇 2,951m²を含む計2筆 3,362m²、売買。 あっせん申し出があった畠で、譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価〇〇/10a円です。</p> <p>7番 正名字餘田堂〇〇 4,094m²、売買。 あっせん申し出があった畠で、譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価〇〇/10a円です。</p> <p>8番 正名字餘田堂〇〇 1,629m²を含む計3筆 4,716m²、売買。 あっせん申し出があった畠で、譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価〇〇/10a円です。</p> <p>9番 正名字亀権当〇〇 1,136m²を含む計2筆 6,825m²、売買。 あっせん申し出があった畠で、譲渡人 兵庫県明石市〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価全筆〇〇円です。</p> <p>10番 田皆字馬原〇〇 5,417m²、売買。 あっせん申し出があった畠で、譲渡人 兵庫県明石市〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価〇〇/10a円です。</p> <p>11番 余多字後窪〇〇 2,756m²を含む計2筆 5,270m²、売買。 あっせん申し出があった畠で、譲渡人 余多〇〇さん、譲受人 余多〇〇さん、対価全筆〇〇円です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。

1番推進委員	<p>1番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は親戚関係です。</p> <p>譲受人は、農業をしており機械類も揃っております。</p> <p>ご審議よろしくお願ひします。</p>
3番推進委員	<p>2番～8番を説明します。</p> <p>2番 譲渡人と譲受人は親子です。 機械等は親の物を使っていく予定です。</p> <p>3番 譲渡人と譲受人は知人です。 あっせん申し出がありましたので、隣接地の〇〇さんが買うことになりました。機械類も揃っております。</p> <p>4番 譲渡人と譲受人は友人関係です。 あっせん申し出がありましたので、〇〇さんが買うことになりました。機械類も揃っております。</p> <p>5番 譲渡人と譲受人は知人です。 あっせん申し出がありましたので、隣接地の〇〇さんが買うことになりました。機械類も揃っております。</p> <p>6番 譲渡人と譲受人は知人です。 あっせん申し出がありましたので、〇〇さんは、親の機械を使っていく予定です。</p> <p>7番 譲渡人と譲受人は親戚関係です。 あっせん申し出がありましたので、身内である〇〇さんが買うことになりました。機械類は兄のものを使っていく予定です。</p> <p>8番 譲渡人と譲受人は知人です。 あっせん申し出がありましたので、近くに畑を持つてる〇〇さんが買うことになりました。機械類も揃っております。</p>
	以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。
5番推進委員	<p>9番、10番を説明します。</p> <p>9番 譲渡人と譲受人は知人です。 あっせん申し出のあった畑ですが、集落内では買い手が見つからず、隣の集落で買い手が見つかりました。 譲受人は認定農業者で、主にさとうきびを作っており、農機具は全て揃っております。</p> <p>10番 譲渡人と譲受人は知人です。 あっせん申し出のあった畑ですが、集落内では買い手が見つからず、隣の集落で買い手が見つかりました。 譲受人は認定農業者で、主にさとうきびを作っており、農機具は全て揃っております。</p>
	ご審議のほどよろしくお願ひします。

事務局	<p>11番について、本日欠席の元榮委員から報告を受けておりますので、説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。</p> <p>譲受人は認定農業者で、主にバレイショを作っております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>																
議長	<p>事務局並びに地区担当委員から説明がありました。</p> <p>ご質問・意見があれば挙手をお願いします。</p>																
	(意見、質問なし)																
議長	<p>議案第5号について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>																
	(全員挙手)																
議長	<p>全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり許可決定とします。</p> <p>次に、議案第6号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、事務局に説明をお願いいたします。</p>																
事務局	<p>議案第6号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。</p> <p>今月は利用権設定が8件です。</p> <p>【議案第6号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <table> <tbody> <tr> <td>1番1～5 賃貸借</td> <td>大津勘字節佐〇〇 1,784m²を含む計5筆 6,628m² 5年間の新規設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>2番1 賃貸借</td> <td>住吉字船藏〇〇 4,549m² 5年間の新規設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>3番1 賃貸借</td> <td>田皆字名無留畑〇〇 2,533m² 5年間の新規設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>4番1～3 賃貸借</td> <td>田皆字深俣〇〇 5,729m²を含む計3筆 8,619m² 10年間の新規設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>5番1～3 賃貸借</td> <td>田皆字下万当〇〇 656m²を含む計3筆 3,943m² 5年間の新規設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>6番1～4 賃貸借</td> <td>黒貫字内喜名〇〇 2,505m²を含む計4筆 7,553m² 10年間の再設定が3筆、新規設定1筆です。</td> </tr> <tr> <td>7番1 賃貸借</td> <td>黒貫字内喜名〇〇 4,224m² 10年間の再設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>8番1～4 賃貸借</td> <td>瀬利覚字大堂〇〇 1,100m²を含む計4筆 13,213m² 5年間の再設定となっています。</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>	1番1～5 賃貸借	大津勘字節佐〇〇 1,784m ² を含む計5筆 6,628m ² 5年間の新規設定となっています。	2番1 賃貸借	住吉字船藏〇〇 4,549m ² 5年間の新規設定となっています。	3番1 賃貸借	田皆字名無留畑〇〇 2,533m ² 5年間の新規設定となっています。	4番1～3 賃貸借	田皆字深俣〇〇 5,729m ² を含む計3筆 8,619m ² 10年間の新規設定となっています。	5番1～3 賃貸借	田皆字下万当〇〇 656m ² を含む計3筆 3,943m ² 5年間の新規設定となっています。	6番1～4 賃貸借	黒貫字内喜名〇〇 2,505m ² を含む計4筆 7,553m ² 10年間の再設定が3筆、新規設定1筆です。	7番1 賃貸借	黒貫字内喜名〇〇 4,224m ² 10年間の再設定となっています。	8番1～4 賃貸借	瀬利覚字大堂〇〇 1,100m ² を含む計4筆 13,213m ² 5年間の再設定となっています。
1番1～5 賃貸借	大津勘字節佐〇〇 1,784m ² を含む計5筆 6,628m ² 5年間の新規設定となっています。																
2番1 賃貸借	住吉字船藏〇〇 4,549m ² 5年間の新規設定となっています。																
3番1 賃貸借	田皆字名無留畑〇〇 2,533m ² 5年間の新規設定となっています。																
4番1～3 賃貸借	田皆字深俣〇〇 5,729m ² を含む計3筆 8,619m ² 10年間の新規設定となっています。																
5番1～3 賃貸借	田皆字下万当〇〇 656m ² を含む計3筆 3,943m ² 5年間の新規設定となっています。																
6番1～4 賃貸借	黒貫字内喜名〇〇 2,505m ² を含む計4筆 7,553m ² 10年間の再設定が3筆、新規設定1筆です。																
7番1 賃貸借	黒貫字内喜名〇〇 4,224m ² 10年間の再設定となっています。																
8番1～4 賃貸借	瀬利覚字大堂〇〇 1,100m ² を含む計4筆 13,213m ² 5年間の再設定となっています。																

議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
2番推進委員	1番、2番を説明します。 1番 貸人と借人は知人です。借人は、サトウキビを作っております機械も全て揃っていますので、問題ないと思います。 2番 貸人と借人は知人です。借人は、サトウキビを作っております機械も全て揃っていますので、問題ないと思います。
5番農業委員	3番、説明します。 貸人と借人は知人です。借人は主にサトウキビを作っております機械類も揃っております。畑は、サトウキビの株出しの状態です。
5番推進委員	4番、5番を説明します。 4番 貸人と借人は知人です。借人は、サトウキビ専作農家で機械も全て揃っており、問題ないと思います。 畑は、株出し管理がされていました。 5番 貸人と借人は知人です。貸人がリタイヤするため、借人に貸すことになりました。畑は、ロータリーで耕耘されていました。借人は、機械も全て揃っていますので、問題ないと思います。
10番推進委員	6番、7番を説明します。 6番 貸人と借人は知人です。畑は、全てバレイショを植える予定です。借人は、機械も全て揃っており、問題ないと思います。 7番 貸人と借人は知人です。 畑は、バレイショを植える予定です。借人は、機械も全て揃っていますので、問題ないと思います。
10番農業委員	8番、説明します。 貸人と借人は知人です。借人は主にバレイショを作っております機械類も揃っております。畑は、バレイショの収穫後の状態です。
議長	はい、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第6号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第6号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定といたします。

議長	議案第7号 農用地利用集積等促進計画について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第7号 農用地利用集積等促進計画について、説明します。</p> <p>貸出期間が6年のものが2,267m²、利用権を設定する者が1名、利用権の設定を受ける者が1名です。</p> <p>1番 竿津字松原○○ 2,267m²、出し手は和泊町内城○○さん、受け手は和泊町永嶺○○さん、令和6年8月1日から6年間です。</p> <p>次の所有権移転について、説明します。</p> <p>8月13日移転分が、久志検字後原○○ 447m²、後原○○2,056m²の計2筆、買入契約です。</p> <p>久志検字後原○○ 447m²を含む計2筆 2,533m²</p> <p>岡山県倉敷市○○さんから鹿児島市○○さんへ、対価○○円で所有権の移転予定となっています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>議案第7号に、何かご意見、ご質問はありますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第7号に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第7号については、計画を決定し提出します。</p> <p>次に、議案第8号 農業振興地域内農用地利用計画変更について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第8号 農業振興地域内農用地利用計画変更について、説明します。</p> <p>【議案第8号について朗読】</p> <p>申請人及び住所は資料のとおりです。</p> <p>土地の表示は、赤嶺字阿田○○ 709.0m²</p> <p>事業計画は住宅、駐車場、通路です。施設の概要として、一般住宅 167.27m²、駐車場 21.00m²、通路30.00m²です。所要面積は、一般住宅658m²、駐車場30m²、通路21m²、計709m²です。</p> <p>必要経費は、取得費○○円、造成費○○円、建築費○○円。資金調達計画は、自己資金○○円、融資○○円、合計○○円です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員から補足説明がありましたら、お願いします。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議長	それでは、何かご意見、ご質問はありますか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第8号に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第8号 農業振興地域内農用地利用計画変更については、承認とします。
議長	以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。 お疲れさまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 6年 5月24日

議長 田尻博樹

署名委員 辻雄一郎

署名委員 榎米子